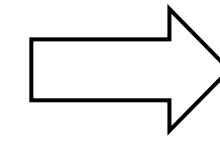


別表2

保育認定を受けた子ども(2号認定・3号認定)の利用者負担額(保育標準時間)【現行】

在籍する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)								
階層	定義	3歳未満児			3歳児			4歳以上児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第2-1	当年度分市町村民税非課税世帯	母子・障がい者等の世帯								
第2-2		上記以外の世帯								
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	母子・障がい者等の世帯								
第3-2		上記以外の世帯								
第4-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上73,000円未満の世帯	21,600 【9,000】	10,800 【0】	0	19,100 【6,000】	9,550 【0】	0	19,100 【6,000】	9,550 【0】	0
第4-2	73,000円以上97,000円未満の世帯	27,700 【9,000】	13,850 【0】	0	23,800 【6,000】	11,900 【0】	0	22,300 【6,000】	11,150 【0】	0
第5	97,000円以上169,000円未満の世帯	42,000	21,000	0	28,700	14,350	0	25,800	12,900	0
第6	169,000円以上301,000円未満の世帯	51,800	25,900	0	31,200	15,600	0	28,200	14,100	0
第7	301,000円以上397,000円未満の世帯	55,100	27,550	0	33,400	16,700	0	28,900	14,450	0
第8	397,000円以上の世帯	58,400	29,200	0	35,700	17,850	0	29,600	14,800	0



保育認定を受けた子ども(2号認定・3号認定)の利用者負担額(保育標準時間)【改正案(令和元年10月1日～)】

在籍する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)								
階層	定義	3歳未満児			3歳児			3歳以上児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第2-1	当年度分市町村民税非課税世帯	母子・障がい者等の世帯								
第2-2		上記以外の世帯								
第3-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	母子・障がい者等の世帯								
第3-2		上記以外の世帯								
第4-1	当年度分市町村民税所得割課税額が48,600円以上73,000円未満の世帯	21,600 【9,000】	10,800 【0】	0	19,100 【6,000】	9,550 【0】	0	19,100 【6,000】	9,550 【0】	0
第4-2	73,000円以上97,000円未満の世帯	27,700 【9,000】	13,850 【0】	0	23,800 【6,000】	11,900 【0】	0	22,300 【6,000】	11,150 【0】	0
第5	97,000円以上169,000円未満の世帯	42,000	21,000	0	28,700	14,350	0	25,800	12,900	0
第6	169,000円以上301,000円未満の世帯	51,800	25,900	0	31,200	15,600	0	28,200	14,100	0
第7	301,000円以上397,000円未満の世帯	55,100	27,550	0	33,400	16,700	0	28,900	14,450	0
第8	397,000円以上の世帯	58,400	29,200	0	35,700	17,850	0	29,600	14,800	0

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、2人目に当たる子どもが半額になり、3人目以降の子どもは無料になります。
 ◎市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯については、就学前までとしていた多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子が半額、第3子以降は無料になります。また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、【 】内の額になります。
 ◎同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の利用者負担額は、無料になります。

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合は、2人目に当たる子どもが半額になり、3人目以降の子どもは無料になります。
 ◎市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯については、就学前までとしていた多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子が半額、第3子以降は無料になります。また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、【 】内の額になります。
 ◎同一世帯に、18歳以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の利用者負担額は、無料になります。